

施設の概要

（金額、人数等の数値は令和４年度実績）

施 設 名		子どもの家（１２施設）	
所 在 地		宇都宮市東塙田１丁目６番１４号　ほか１１箇所	
根拠条例等		児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号） 宇都宮市子どもの家条例（令和２年条例第２６号） 宇都宮市子どもの家条例施行規則（令和２年規則第４号）	
設置年月日		令和３年４月１日	
設置目的・業務内容	設置目的	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。	
	業務内容	・ 児童の育成支援その他子どもの家の運営に関する業務 ・ 施設の利用の許可及び制限に関する業務 ・ 施設、設備及び備品の維持管理等に関する業務 ・ その他の業務（利用料金等の徴収、ブロック内の管理調整など） ※ 指定管理者の公募は、市域を１０に区切ったブロックごとに行う。（今回は、うち２ブロックについて公募する。）	
開 所 時 間		小学校の授業日　放課後から午後７時まで 小学校の休業日　午前７時３０分から午後７時まで ※ いずれも、午後６時から午後７時までは延長利用に係る開所時間	
休 所 日		毎週日曜日、国民の祝日、年末年始	
現在の指定管理者		Bブロック：特定非営利活動法人うつのみやオリーブ Dブロック：社会福祉法人内木会	
収支概要（千円）		指定管理料等（市支出総額）	１７１，９９０千円 （施設ごとの内訳は別紙１のとおり）
		使用料（利用料金）収入	１１１，２９３千円 （施設ごとの内訳は別紙１のとおり）
利用者数（登録児童数）		１，２８３人（施設ごとの内訳は別紙１のとおり）	
施設構造	別紙２のとおり		
敷地面積 （㎡）		延床面積 （㎡）	別紙２のとおり

主な施設内容	施設名	定員（人）	面積（㎡）	
	別紙2のとおり	—	—	
そ の 他 特 記 事 項	・ 利用料金制を採用（利用料金の額は条例に定める使用料と同額で固定）			
	区分		金額	
	基本利用（小学校の休業日のみの利用の場合を除く。）		午後6時までの利用 1月につき 7,600円	
	小学校の休業日のみの利用	夏季休業日	午後6時までの利用	1期につき 12,800円
		学期間休業日		1期につき 920円
		冬季休業日		1期につき 1,800円
		学年末休業日		1期につき 2,300円
		学年始休業日		1期につき 2,300円
	延長利用		午後6時からの利用 1日につき 100円	
	・ 生活保護受給世帯及び就学援助費の交付対象世帯は、指定管理者に対する申請により、午後6時以降の延長料金を除く利用料金の全額を免除（免除した利用料金相当額は市から指定管理者に負担金として補填）			
	・ 利用料金と別途、利用者のおやつ代（月額2,000円程度）や傷害保険料などの実費を指定管理者が徴収			